

委員会会議録

(社)滋賀県トラック協会

会議名	平成20年度(第二回)適正化事業運営委員会
開催日時	平成20年12月11日(木) 13:30~14:50
開催場所	滋賀県トラック総合会館 3F「研修室1」
出席者	委員:12名、事務局:3名

協議内容
<p>1. 挨拶 (竹備本部長) 実態経済は11月頃より物流量の減少で影響が出ている。この状況は年明け以後、更に悪化するものと思われるので、経営の舵取りをする代表者の手腕にかかってくる。このような状況の中で、輸送秩序について懸念されるところで本委員会の役割も重要となる。</p> <p>(安田委員長) はじめに、亡き父の葬儀に対するお礼を申され、景気の状態については会長挨拶のとおり、このような景気であるがチャンスもあると述べられた。一方、ルール違反は厳しくチェック、また、逆サーチャージへの対応も考えていかなければいけないと挨拶された。</p>
<p>2. 副委員長の選出について 欠員となっている副委員長について、事務局より後任の辻参与を推薦したいと提案したところ、賛成多数により就任していただくこととなった。</p>
<p>3. 協議事項 (1) 平成20年度事業実施報告について 事務局より資料1 ~ について一括して説明したところ、以下の意見等があった。</p> <p>Q: 事業経営が非常に厳しい中であり、適正化の指導について調査項目だけのチェックだけでなく、こうやれば改善出来るとか、お金のかからない方法等の助言や指導もお願いしたい。</p> <p>Q: 社会保険等の未加入事業者について、会員、非会員の比率はどうか、未加入事業所の件数が増加してきており、レベルアップしていかないといけないが、指導方法(案内も含め)はどのようなものか。</p> <p>A: 7月の未加入結果状況を見ていると4:6で非会員の事業者が多い。指導方法は</p>

会員、非会員の区別無く指導に当たっている。また、会員であればいろんな優遇措置（資料の配付、フォローアップ）もあると案内している

Q: 適正化委員会は非会員事業者の勧誘を図るのか、通報事業者の指導をするのか明確にする必要がある。

A: 適正化機関は全事業者を対象に指導。また、社会保険等未加入事業者で非会員事業者の入会については、今後しかるべき機関で検討。

Q: 適正化事業についてはこの委員会で精査検討すべき。通報する前に本委員会で話し合う場を設けるなど、委員会の機能を発揮させる。

Q: ルールを守っていただくため、会員となってもらっている。しかし、例会にも来られない事業者多く、なにがしかの歯止めが必要。

(2) 平成20年度事業計画について

安全性評価事業について

危険予知訓練研修会について

上記2件、事務局より資料2について説明したところ、特に意見等なく了承された。

(3) 当面の取り組みについて

- ・ 社会保険等未加入事業者への対応

事務局より別紙通報事業者の一覧表（7月分）を説明した。

また、4月～9月分全事業者指導一覧表を供覧した。

(4) その他

サーチャージ制及び適正取引に係る近畿運輸局の荷主に対する第二次要請行動にいて、別紙により報告したところ、サーチャージ制については軽油価格も下落傾向にあり、タイミングが悪くこの部分は逆効果となるため、要請しないよう強くお願いすることとなった。

次回委員会（2月予定）

日 時 平成21年 2月 日（ ） 時 分～
場 所 トラック総合会館